



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

会社名 富士紡ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 中 野 光 雄
(コード番号 3104 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 塚 原 義 明
(: 03-3665-7612)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 189 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。また、原則、株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第 11 条第 3 項を削除し、株式取扱規程に定める事項を明らかにするため現行定款第 12 条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加するものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(株券の発行)	(削除)
第8条 当社は株式に係る株券を発行する。	
2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	
(単元未満株式の売渡請求)	(単元未満株式の売渡請求)
第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。	第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。
第10条 (省略)	第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 当社は株主名簿管理人を置く。	第10条 当社は株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。
3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第 12 条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程によるものとする。</u></p> <p>第 13 条 (省略)</p> <p>第 51 条 (新設)</p>	<p>(<u>株式取扱規則</u>)</p> <p>第 11 条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則によるものとする。</u></u></p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>第 50 条 <u>附則</u></p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条ないし本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

3 . 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上